

矢板市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

健康福祉部健康増進課

概要／目的等

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6(2024)年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和7(2025)年3月に栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことを受けて、矢板市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を令和8(2026)年3月に改定を行う。

【目的】

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【根拠】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条

政府行動計画等との関係

政府行動計画

県行動計画

R8年3月改定予定

政府ガイドライン

県ガイドライン

R7年11月頃改定予定

市行動計画

市ガイドライン

R8年度改定予定

令和7年度改定のポイント

1. 平時の準備の充実

- ・平時から人材の確保・育成や実践的訓練を通じた対応力強化
- ・自宅療養を前提とした**生活支援の体制整備**
- ・国県等との連携体制や関係機関とのネットワーク構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・**全体を3期に分けて記載し、対策項目を4項目→7項目に拡充**
- ・3つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化
※人材育成、国県等との連携、DXの推進

3. 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・新型インフルエンザ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に**複数の波が来ることも想定して対策を整理**
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ柔軟かつ機動的な対策の切り替え

4. DXの推進

- ・情報収集・共有・分析・活用等の基盤を活用し、予防接種事務のデジタル化、対策物資の確保状況等の把握・共有等の効率化による負担軽減

対策項目について

主要項目（旧計画）

①実施体制

②情報収集及び
情報提供・共有

③予防・まん延防止

④市民生活及び
地域経済の安定の確保

主要項目（新計画）

①実施体制

②情報提供・共有、リスク
コミュニケーション

③まん延防止

④ワクチン

⑤保健

⑥物資

⑦市民生活・地域経済

対応時期

準備期

初動期

対応期

参考)旧計画に
おける対応時期

未発生期

海外発生期

発生早期

県内・市内感染期

小康期

各対策項目のポイント

① 実施体制

- ・関係機関等が相互に連携を図り、実践的な対策を実施
- ・平時から人材の確保・育成や実践的訓練を通じた対応力強化

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から市民等への情報提供や関係機関との情報共有体制の整備
- ・市民の感染症に関するリテラシーの向上のための取組を実施

③まん延防止

- ・まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制するとともに業務継続計画に基づく対応の準備

④ワクチン

- ・県等と連携して接種体制や実施方法を検討し、発生時には、医療従事者等の協力を得ながら、円滑なワクチン接種を実施

⑤保健

- ・県が実施する健康観察に係る応援派遣体制の検討・整備
- ・県が実施する研修・訓練に参加し、人材の育成を図る

⑥ 物資

- ・平時から対策物資を十分に確保できるよう備蓄を推進し、定期的に備蓄状況等を確認

⑦市民生活・地域経済

- ・感染状況に応じた感染拡大防止や社会経済活動の安定確保

【参考資料等】

- ・市町村行動計画作成の手引き
(感染症危機管理統括庁作成)
- ・栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画
(栃木県、令和7年3月改定)
- ・市町村行動計画チェックリスト（栃木県）